半田市次世代自動車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、市内において環境性能に優れた次世 代自動車の普及を図り、家庭から排出される温室効果ガス排出量の排出削減に寄与する ことに加え、災害時の活動継続性の向上を図るため、次世代自動車を新規購入する者に 対し予算の範囲内で交付する半田市次世代自動車購入費補助金(以下「補助金」とい う。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとす る。
 - (1)次世代自動車 次に掲げる車両をいう。
 - ア 燃料電池自動車 水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させ る装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。道路運 送車両法 (昭和26年法律第185号。以下「法」という。) 第58条に定める自動 車検査証(以下「車検証」という。)の燃料の種類欄に水素(圧縮水素)と記載され ているものをいう。
 - イ 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする 四輪以 上の自動車で、内燃機関を有さないものをいう。車検証の燃料の種類欄に電気と記 載されているものをいう。
 - ウ プラグインハイブリッド自動車 外部電源からの充電を可能とした内燃機関及び エネルギー回生機能を有する四輪以上の自動車で、車検証にプラグインハイブリッ ド自動車である旨が記載されているものをいう。
 - (2) 新車登録 自家用車として購入した次世代自動車について、法第8条の規定によ る新車登録及び法第60条の規定による車検証の交付を受けることをいう。
 - (3) 車両本体価格 付属品、保険、登録等の車両以外に係る費用及び消費税並びに地 方消費税に相当する額を除いた車両の価格(車両の価格に値引きがある場合は、当 該値引き後の価格)をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に居住し、非営利かつ自ら使用する目的で 次世代自動車を購入した、次の各号のいずれにも該当する個人で、市税を滞納していな い者とする。
 - (1) 車検証の交付年月日前6月以上引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号)により記録されている者であること。
 - (2) 次世代自動車の車検証の使用者として記載されている者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しく は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、購入した次世代自動車の車両本体価格とし、補 助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費の額が別表第1補 助金の額の欄に規定する額未満の場合は、補助の対象としない。

2 申請は、同一年度内において1回限りとする。ただし、同一の車両に係る申請は、年 度に関わらず1回限りとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、車検証交付日後90日または車検証交付日の属する年度の末日(同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日)以内に、半田市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。
 - (1) 購入した次世代自動車の車検証の写し(電子化された車検証の場合にあっては、使用者の住所及び登録年月日がわかる自動車検査証記録事項の写し)
 - (2) 次世代自動車の車両本体価格が確認できるものの写し
 - (3)誓約書(第2号様式)
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、第1項の規定による申請を先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。 (交付の決定等)
- 第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは半田市次世代自動車購入費補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付すること ができる。
- 3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに半田市次世代自動車購入費補助金不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。 (補助金の請求及び交付)
- 第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、市長に半田市次世代自動車購入費補助金交付請求書(第5号様式)を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。 (交付決定の取消し)
- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
 - (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2)提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し、不正の行為があったとき。
 - (3) その他市長が適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、申請者に対し、速やか に半田市次世代自動車購入費補助金交付決定取消通知書(第6号様式)により、その旨 を通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(取得財産の処分)

- 第10条 申請者は、補助金の交付決定に係る次世代自動車(以下「取得財産」という。) に係る新車登録の日から起算して4年以内に当該取得財産を処分しようとするときは、 あらかじめ財産処分届出書(第7号様式)を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、処分の承認をし、その承認に条件を付したときには、財産処分承認通知書(第8号様式)により、その承認事項及び条件を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により取得財産を処分した場合、取得財産の処分をしたことにより生じた利益の額と、取得財産に係る新車登録の日から処分の日における経過年数に応じ、別表第2に定める額との合計額について、交付した補助金額の範囲内でその全部又は一部を市に返還させることができる。

(調査)

- 第11条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において申請者に対し調 査等を行うことができる。
- 2 申請者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力するものとする。 (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分	補助金の額
燃料電池自動車	1台につき30万円
電気自動車	1台につき10万円
プラグインハイブリッド自動車	

別表第2(第10条関係)

新車登録の日からの経過年数	補助金返還額
1年未満	補助額全額
1年以上2年未満	補助額に4分の3を乗じて得た額
2年以上3年未満	補助額に4分の2を乗じて得た額
3年以上4年未満	補助額に4分の1を乗じて得た額

半田市長 殿

入者名・購入日等) 口誓約書(様式第2)

半田市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書

(申請者)

郵便番号

フリガナ

住所

氏名

年 月 日

	電	話番号					
次のとおり半田市次世代自	1番番乗	7. 弗瑞叶仝	のなれま	5.由達1	± #		
人のこのが十日ログログ	野牛 (円)	燃料電池的		生円詞し	<u> </u>		
車 両 区 分	1	電気自動す	<u> </u>				
		プラグイン	ハイブ	リッド自	動車		
登録年月日		年	Ξ	月		日	
自動車登録番号							
又は車両番号							
補助金交付申請額	金			F	円		
半田市次世代自動車購入費補助金交付申請に係る住民基本台帳の閲覧に関して同意します。							
年	月	日	F	铭			
添付書類】							
口購入した次世代白動車の	白動車	金融で					

□購入した次世代自動車の車両本体価格が確認できるもの(車両販売店・車両番号・購

半田市

誓約書

年 月 日

半田市長 殿

住所	半田市
フリガナ	
氏名	

この度、半田市次世代自動車購入費補助金を申請するにあたり、対象となる次世代自動車について、新車登録の日から引き続き4年間自ら使用し、当該期間内に次世代自動車を処分した場合は、半田市次世代自動車購入費補助金交付要綱の規定に従い、補助金を返還することを誓約します。

ただし、財産処分が以下に該当する場合は、本人の責めに帰さないやむを得ない事由 によるものとして補助金の返納は必要ありません。

- (1) 取得財産等が天災などにより走行不能となり抹消処分した場合
- (2) 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合
- (3) その他市長が特に認める場合

ただし、「財産処分届出書」及び必要書類を提出いただき、承認を得る必要があります。

また、災害時には、避難所等での当該車両からの電気供給に可能な範囲で協力することにつきましても、併せて宣誓します。

 半環第
 号

 年
 月

 日

半田市次世代自動車購入費補助金交付決定通知書

様

半田市長

年 月 日付で交付の申請のあった半田市次世代自動車購入費補助金について、以下のとおり交付を決定しましたので、半田市次世代自動車購入費補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

交付する額	金
交付の条件	 (1) 交付申請を取り下げる場合は、速やかに市長に届け出てください。 (2) 補助事業の適正な実施のため、必要な範囲において市長が調査をすることがあります。 (3) 補助対象車両を新車登録の日から4年以内に処分するときは、あらかじめ財産処分届出書(第7号様式)を提出してください。なお、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

半環第		号
年	月	H

半田市次世代自動車購入費補助金不交付決定通知書

様

半田市長

年 月 日付で交付の申請のあった半田市次世代自動車購入費補助金について、以下の理由で不交付を決定しましたので、半田市次世代自動車購入費補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

不交付の	の理由			

半田市次世代自動車購入費補助金交付請求書

					年	Ξ	月	E	3
	半田市長 殿								
		(申請	青者)						
			番号						
		住所		半田市					
		フリ	ガナ						
		氏名							
		 電話	番号						_
	年 / 補助金につい ^っ			や定のあり 求します。	ました半田	日市次t	世代自動	車購入	費
	請求金額		金			円			
				燃料電池	也自動車				
	車両区分			電気自動	 動車				
				プラグ~	インハイブ	゛リット	自動車		
金融	烛機関			□銀行□金庫	□農協 □労金			□本 □支 □出引	店店派所
①釒	限行等	預金種類		普通				当座	
Жr,	かうちょ銀行以外	口座番号							
2K	Dうちょ銀行	通帳記号	1			0			
71	リガナ	通帳番号							
口區	至名義人					(申)	本人名	義の口層	莝)

半環第		号
年	月	Н

半田市次世代自動車購入費補助金交付決定取消通知書

様

半田市長

年 月 日付半田市次世代自動車購入費補助金交付決定について、以下の理由で取り消しましたので、半田市次世代自動車購入費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

取消の理由		

財産処分届出書

年 月 日

半田市長 殿

(申請者)

(1.11)	
郵便番号	
住所	半田市
フリガナ	
氏名	
電話番号	

半田市次世代自動車購入費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、 以下のとおり財産を処分することを届け出ます。

- 1 交付年度 年度
- 2 交付決定番号
- 3 対象自動車
- 4 処分の方法該当する項目を○で囲んでください。売 却譲 渡交 換廃 棄その他

「その他」については具体的に記入してください。

その他の理由[]

- 5 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 処分の理由
- 7 処分による収益の額

	半環第	号
年	月	E

財産処分承認通知書

様

半田市長

年 月 日付で申請のあった次世代自動車の処分について、半田市 次世代自動車購入費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、以下のとお り承認しましたので、通知します。

車 両 区 分	燃料電池自動車	
	電気自動車	
	プラグインハイブリッド自動車	
登録年月日	年 月 日	
交付済補助金額	金 円	
処分承認の条件	次の欄の補助金返還額(半田市次世代自動車! 助金交付要綱第 10 条第3項に規定する額)を早 返還すること。	
補助金返還額	金 円	